

在宅の障がい者への各種助成制度

担当 障がい福祉課
 ☎046(252)7978
 FAX046(252)7043

市では、在宅の身体・知的・精神障がい者の日常生活を手助けするために、次の助成制度の申請を受け付けます。

福祉タクシー(自動車燃料給油) 利用券

○対象 座間市に住民登録があり、次のいずれかに該当する在宅の方

- 身体障がい者(視覚障がい者、肢体不自由で上肢2級のみを除く身体障害者手帳1・2級または内部障害の身体障害者手帳1級)
- 知的障がい者(療育手帳A1・A2または知能指数35以下)
- 指定難病罹患者または小児慢性特定疾病罹患者

○交付枚数 申請月から平成31年3月までの月数×千円(500円券2枚)

○申請方法 本人または代理人が身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費指定難病)医療受給証小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかと印を持って直接担当へ

理髪券・美容助成

外出が困難な障がい者が自宅で理容・美容サービスを受ける場合などの費用の一部を次の通り助成します。

○対象 座間市に住民登録があり、身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)および知的障がい者(療育手帳A1・A2または知能指数35以下)で次のいずれかに該当する在宅の方

- ①65歳未満で障がいによる寝たきりの方
- ②平成29年度(平成28年分)の市民税非課税世帯の方

※生活保護受給者は支給対象外です。

○助成内容 ▼①の対象者

Ⅱ出張券(5700円×4枚) ▼②の対象者Ⅱ
 助成券(2千円×6枚)

○申請方法 5月31日(木)までに、本人または代理人が身体障害者手帳または療育手帳、印を持って直接担当へ



精神障がい者への助成

市では、バス回数券、福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券、福祉タクシー利用券のいずれかを次の通り交付します。

○対象 座間市に住民登録があり、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院)の両方を持つ在宅の方

○支給するもの ▼1級Ⅱ

バス回数券、福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券のいずれか一つ ▼2・3級Ⅱバス回数券、福祉タクシー利用券のいずれか一つ

※身体・知的障がい者で福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券の対象でもある方は、それらも含めていずれか一つの選択になります。

○交付枚数 ▼福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券、福祉タクシー利用券Ⅱ

申請月から平成31年3月までの月数×千円(500円券2枚) ▼バス回数券Ⅱ申請月から平成31年3月までの月数×1冊(千円分)

○申請方法 本人または代理人が精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)、印を持って直接担当へ

ひとり親家庭や障がい児のための手当

担当 子ども育成課
 ☎046(252)7201
 FAX046(255)5080

児童扶養手当

○対象 離婚や死亡(公的年金受給者は除く)、遺棄などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭など

○申込方法 直接担当へ

特別児童扶養手当

○対象 知的障がいまたは身体障がいの状態にある児童を養育している父母など

○支給額(月額) ▼児童扶養手当(本体額)Ⅱ4

8月に振り込まれる手当(4〜7月分)から支給金額を変更します。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額を変更

※事前相談の受付時間は午前8時30分〜11時、午後1時〜4時です。
 ※相談には時間がかかりますので、余裕を持ってお越しください。

○申込方法 直接担当へ
 ※いずれも支給要件と所得制限があります。

万2500円〜1万3000円
 ▼児童扶養手当(第2子加算額)Ⅱ1万4000円〜50200円 ▼児童扶養手当(第3子以降加算額)Ⅱ60200円〜30100円 ▼特別児童扶養手当(1級)Ⅱ5万1700円 ▼特別児童扶養手当(2級)Ⅱ3万4430円

住所などに変更があった場合

児童扶養手当などの受給者で住所や同居の家族構成に変更があったときなどは届け出が必要です。届け出がない場合は手当の支給が差し止めになる場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。



●平成30年度(平成29年分)市民税非課税世帯で生活保護を受けていない

●神奈川県在宅重度障害者等手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当をいずれも受給していない

○手当額 年額1万5千円

○申請方法 7月31日(火)までに本人または代理人が各種障害者手帳、印、預金通帳を持って直接担当へ

市では、心身障がい者へ手当を支給しています。

心身障害者手当

担当 障がい福祉課
 ☎046(252)7978
 FAX046(252)7043

国民健康保険税率などが変わります

担当 国保年金課
 ☎046(252)7003
 FAX046(252)7043

税率の改定

市では、平成30年度からの都道府県単位化に伴い、財政健全化へ向けて、収納率の向上対策、医療費の適正化、保健事業の推進など、各種対策に取り組むとともに、負担の公平性、県内他市町村との税率の平準化を図るため、国民健康保険税を改定します。

神奈川県が示した標準保険料(税)率を参考に税率および税額を表1の通り改定します。

表1 平成30年度国民健康保険税

区分	所得割額	均等割額	平等割額
医療給付費分	5.9%	22,200円	19,800円
後期高齢者支援金分	2.1%	6,400円	7,000円
介護納付金分	1.7%	7,400円	6,200円

表2 平成30年度課税限度額

区分	課税限度額
医療給付費分	58万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	16万円

表3 平成30年度均等割額と平等割額の軽減対象世帯

世帯の軽減基準額	軽減割合
33万円以下	7割軽減
(33万円+27万5千円×被保険者数)以下	5割軽減
(33万円+50万円×被保険者数)以下	2割軽減

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税医療給付費の課税限度額が表2の通り引き上げられます。

均等割額と平等割額の軽減対象拡大

地方税法の改正に伴い、均等割額と平等割額の軽減対象世帯が表3の通り拡大されました。世帯主と被保険者の総所得金額の合計が表3の世帯の軽減基準額以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額を軽減します。